

兵庫県条例第44号

個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルに係る帳簿)

第3条 県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び兵庫県公立大学法人（以下「実施機関等」という。）は、実施機関等の規則（規程を含む。以下同じ。）で定めるところにより、当該実施機関等が保有している本人の数が個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第20条第2項に定める数に満たない個人情報ファイルについて、法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号並びに政令第21条第6項各号に掲げる事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 法第75条第2項及び第3項の規定は、条例個人情報ファイル簿について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「第10号まで」とあるのは、「第8号まで及び第10号」と読み替えるものとする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

(費用の負担)

第7条 開示請求をして、地方公共団体等行政文書の写しの交付を受けるものは、写しの作成（これに準ずるものとして実施機関等の規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

(交付済の保有個人情報の内容についての訂正請求)

第8条 法令、条例又は実施機関等の規則により保有個人情報の内容が免許証、許可証、通知書

その他の書類に記載され、これらが既に保有個人情報の本人に交付されている場合には、これらの保有個人情報を開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報とみなして、法第90条第1項の規定を適用する。

(審査請求に係る諮問)

第9条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関等は、法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条に規定する情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。

(審議会の調査権限)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、前条の規定により審議会に諮問をした実施機関等(以下「諮問庁」という。)に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 諮問庁は、審議会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(委員による調査手続)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報について閲覧(当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる行為)をさせることができる。

(調査審議手続の非公開)

第12条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案に係る諮問)

第13条 法第112条第1項の提案があったときは、当該提案に対する審査をすべき実施機関等は、当該提案が法第114条第1項第1号又は第2号に掲げる基準に適合しない場合を除き、審議会に諮問しなければならない。

2 前3条の規定は、審議会の行う前項の諮問に係る調査審議について準用する。この場合において、第10条第1項中「前条」とあるのは「第13条第1項」と、第11条第1項中「前条第1項」とあるのは「第13条第2項において準用する第10条第1項」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第14条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に

関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(法第129条の諮問)

第15条 県の機関は、次に掲げる事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定の改廃に関する事項

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、県の機関における個人情報の取扱いについての細則に関する事項

(秘密を守る義務)

第16条 審議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(法の施行の状況の公表)

第17条 知事は、毎年度、実施機関等における法の施行の状況を公表するものとする。

(補則)

第18条 この条例の施行に関して必要な事項は、実施機関等の規則で定める。

(罰則)

第19条 第16条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、県の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(条例個人情報ファイル簿に関する経過措置)

2 第3条の規定による条例個人情報ファイル簿の作成及び公表については、実施機関等は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して1年を経過する日までにこれらの措置を講じなければならない。

(旧条例の廃止)

3 個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の個人情報の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第5号に規定する実施機関等(以下「旧実施機関等」という。)の職員(兵庫県公立大学法人の役員を含む。以下同じ。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関等の職員であった者に係る旧条例第11条の規定による職務上知ることのできた旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行前において旧条例第12条第3項の事務に従事していた者に係る同項の規定による当該事務に関して知ることのできた旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 6 施行日前に旧条例第14条、第28条、第36条又は第36条の2の規定により旧実施機関等（議会を除く。）に対してなされた旧条例第14条第1項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止の請求については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に審議会の委員である者又はこの条例の施行前において審議会の委員であった者に係る旧条例第52条の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に旧実施機関等の職員である者若しくはこの条例の施行前において旧実施機関等の職員であった者又はこの条例の施行前において旧条例第12条第3項の事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関等が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 9 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関等が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 10 附則第7項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 11 前3項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 12 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

（情報公開条例の一部改正）

- 13 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。
第6条第1号の次に次の1号を加える。
（1）の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
（本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正）
- 14 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。
第9条の見出し中「個人情報の保護に関する条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、同条中「個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第42条第1項」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第 号）第9条」に、「同項」を「同条」に、「審議会」とあるを「附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条に規定する情報公開・個人情報保護審議会（以下」とある」に、「以下この節において「審議会」という。」を「次条から第12条までにおいて」に改める。